

技能講習・推進者 修了証 再交付・書替え申込み方法

手順① 事前に修了証記載のご本人様から資格照会のお電話をお願いします。

個人情報保護の観点から、必ずご本人様からお電話ください。

一般社団法人兵庫労働基準連合会 尼崎事務所 TEL 06-6411-8881

※最寄りの地区事務所でも、お問合せ・お申込みいただけます。

[\[事務所一覧\]](#)

技能講習

- ◆フォークリフト運転 ◆玉掛け ◆ガス溶接 ◆床上操作式クレーン運転
- ◆小型移動式クレーン運転 ◆高所作業車運転 ◆足場の組立て等作業主任者
- ◆プレス機械作業主任者 ◆乾燥設備作業主任者 ◆有機溶剤作業主任者
- ◆酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）
- ◆特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 ◆石綿作業主任者 ◆鉛作業主任者
- ◆金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 ◆特定化学物質等作業主任者技能講習
- ◆木造建築物の組立等作業主任者

推進者養成講習 ◆安全衛生推進者 ◆衛生推進者

※他の講習機関で取得した修了証の再交付は、当連合会ではできません。取得した講習機関でのみ再交付が可能です。どこで取得したか分からない方は、技能講習であれば下記事務局にお問い合わせいただくことで取得した講習機関が分かる可能性があります。

技能講習修了証明書発行事務局 TEL 03-3452-3371、3372

その他の安全衛生教育等については同時に取得した方にお尋ねになるか、思い出していただく以外に方法はありません。

※廃止した技能講習の再交付等の取り扱いについて

当連合会が事業を廃止した次の技能講習の再交付及び書替えは、技能講習修了証明書発行事務局（TEL 03-3452-3371、3372）へお問合せください。

- ・酸素欠乏危険作業主任者技能講習（第1種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・はい作業主任者技能講習 ・木材加工用機械作業主任者技能講習

手順② 申込書にご記入ください。

必ず証明写真を貼付してください。

手順③ 必要書類を揃えて郵送又は窓口でお手続きください。

必要書類		郵送			窓口		
		再交付		書替	再交付		書替
		滅失	損傷		滅失	損傷	
申込書		●	●	●	●	●	●
本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード 等 外国籍の方は在留カード	●	●	●	●	●	●
手数料	1種類につき 2,200 円(税込)	●	●	●	●	●	●
旧修了証	滅失以外は、返却が必要です。 滅失の場合は、申込書の再交付等の理由の滅失に○印と、滅失等の状況をご記入ください。		●	●		●	●
戸籍抄本等	変更前後の氏名が記載されたもの			●			●
返信用封筒	定型(長3)封筒に 460 円分の切手を貼り、修了証の送付先をご記入ください。	●	●	●			

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、申込書の希望「有」を○印で囲み併記を希望する氏名又は通称をご記入のうえ、旧姓又は通称が確認できる書類を添付してください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

<郵送でのお申込み>

必要書類を全て封入し、現金書留にて郵送してください。

本人確認書類は写しをお送りください。(住民票の場合は原本)

<窓口でのお申込み>

必要書類をお持ちのうえ、ご来会ください。

※代理の方がいらっしゃる場合は、委任状と代理の方の本人確認書類が必要です。

申込書及び委任状は、全て修了者ご本人がご記入ください。

修了者の本人確認書類の写しも必要です。

お問合せ・お申込み先

一般社団法人兵庫労働基準連合会 尼崎事務所 再交付係
〒660-0881

尼崎市昭和通3-96 商工会議所ビル6階

TEL 06-6411-8881

窓口受付時間 9:00~16:30 (12:00~13:00 休憩)

(土・日・祝日及び当連合会指定休業日をのぞく)

※最寄りの地区事務所でも、お問合せ・お申込みいただけます。[\[事務所一覧\]](#)

